

やった犯罪行為に見合う刑罰を与えるべきだということとは原点です。これが正義の基本的な考え方で、犯罪を行った人に見合う刑罰、それに相応しい刑罰というものを制度の中で作っていかねばいけません。光市の判例は丁寧に読むと、たとえ少年であっても死刑が法廷刑である以上はまず死刑を検討しなきゃいけない。そして死刑を回避すべき理由があれば回避する。つまり原則と例外が逆なのです。民衆が声を上げて法律を変えるというパワーが世界を見るとかなりあります。今の裁判はおかしいと思った人はいろいろな場でこれを訴えるべきなのではないかと思います。それなりに感じたことを周りの人に伝えてもらいたいですね。来年、再来年の大会では更に大きな話になると良いなと思っております。



6. 被害者参加制度3年後見直し

弁護士 高橋 正人

平成20年12月1日から、被害者が直接刑事裁判に参加することができる制度「被害者参加制度」が施行されました。被害者や遺族が捜査や裁判に協力して、加害者に対して適正な刑罰を科して国家に自分の無念の思いを晴らしてほしいという思いからです。

平成20年11月30日までは裁判所はそうは考えていませんでした。平成2年の2月20日、最高裁は「刑事司法は、社会の秩序維持のためのもので

あって被害者のためではない。被害者には法律上保護された利益はない」とはっきりと言っています。そうやって被害者を見放していたわけです。

刑事裁判は被害に遭っていない検察官、裁判官、刑事弁護人、被害を与えた被告人だけで、最大の当事者である被害者は常に蚊帳の外でした。そこで平成12年にあすの会が起ちあがって運動を始めました。そして56万名の署名を集めて第一次安倍内閣の時に被害者参加制度を導入する法律を作ってもらいました。平成19年6月20日のことです。そして20年12月1日からは、被告人に対して直接質問もできる。さらに検察官とは別に求刑の意見を述べるできるようになりました。

ただ、そうは言ってもまだまだ不十分です。被害者参加制度と裁判員裁判がほぼ同じ時期に施行されましたが、裁判員裁判では裁判員の負担を軽減するために公判期日を圧縮することが至上命題でした。そのために公判前整理手続きをしています。おかげで今、自白事件であれば3日で終わり、否認事件でも1週間から2週間で終わります。これは、裁判が始まる前に、どういう証拠を提出するか、証拠の取捨選択の手続きですが、この公判前手続きに被害者は全く参加できないのです。被害者は意見を述



べる機会を与えられていないのです。ですから公判前整理手続きに被害者も参加させてほしいということです。

もう一つ問題があります。被害者は証人に対して質問ができますが、今の制度では限定的です。犯行を目撃した第三者、目撃証人に対して被害者は質問ができないのです。真相を知りたいというのが被害者遺族の一番の気持ちです。にもかかわらず真相を知る手段で一番の客観性のある目撃者から事実を聞くことができないのです。ですから証人に対しても犯罪事実について質問させてほしいというのが2

番目です。

そういったことを、法務省主催の被害者参加制度3年後見直しの意見交換会で議論しています。犯罪被害支援弁護士フォーラムは、この3年間に被害者と共にこの制度を利用して、ここが問題点だという提言集をまとめました。意見交換会ではこの提言集に基づいて30の論点について議論しています。あすの会、犯罪被害者支援弁護士フォーラムは、拡充のための運動を展開していきたいと思っておりますのでどうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

7.全国犯罪被害者の会(あすの会)会務報告 平成25年1月～平成26年1月

平成25年1月から活動して参りました1年間の活動を昨年の大会決議に則りご報告いたします。

第1決議の死刑制度の存置ですが、昨年1月「凶悪犯罪被害者の叫び」と題した大会を開いたのに続き、9月には西日本地区で開催しました。その後に裁判員裁判による死刑判決が高裁で覆されることが続き、今日、3度目の死刑についての討論会の開催となりました。司法世界、世間の人に「被害者を生き返らせることができないのだから、加害者の命で償ってもらいたい」という被害者遺族の切実な気持ちを理解していただきたいからです。谷垣法務大臣が8人の死刑執行をされたのは、ご理解いただけたものと思っております。

第2決議の新たな被害補償制度の創設ですが、内閣府の「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな経済補償制度の創設に関する検討会」で、犯罪被害者補償制度案要綱を説明しました。深く議論されず、現状の犯給法についての議論に終始したことは残念であります。今後は自民党の司法制度調査会の下に組織されたプロジェクトチーム犯罪被害者担当部会に期待をかけたいと思います。

第3決議の裁判員裁判における量刑判断の在り方ですが、犯罪被害者の尊厳に充分配慮すべきであり、過去の量刑の基準に引きずられることなく市民感覚に基づく量刑を下すべきです。裁判員裁判の死刑判決が高裁で無期に減刑される事象があり、引き続き市民感覚、被害者感情を尊重すべきであることを訴える必要があります。

第4決議の被害者参加制度に関しては、全国の犯罪被害者支援弁護士(VSフォーラム)が、昨年8月に刑事裁判に被害者が参加して裁判がどう変わったかについてシンポジウムを開催し、改善点などの提言をされました。法務省では被害者参加制度について、関係部署団体との意見交換会を開き、高橋正人副代表が参加し、改善点が検討されております。

その他、未解決事件の情報提供依頼のビラ配布、各方面で講演等の啓蒙活動、法律相談等の活動を行って参りました。

最後に、昨年7月、あすの会発起人の宮園誠也氏が、幹事を辞任されたことをご報告いたします。

《今後の活動方針》

今後の運動は、これから上程される決議案の実現に努めるほか、従来行ってきた活動の継続に努めます。